⇨

まごころ少額短期保険の現状

2025

まごころ少額短期保険株式会社

「まごころ」の名に恥じぬ「あんしん」の提供を目指して

令和 6 年度の保険業界では、保険料の不透明な設定、自動車保険の不正請求、個人情報の流出、不適切な保険料の決め方などと多くの問題が明るみになりました。

このような状況を受け、金融庁は、令和 7 年度に入り、保険会社への監督指針の見直し、保険業法の改正、保険料率を決める仕組みの見直しなどを通じて、保険業界への新規参入を促し、競争を活性化させるとともに、顧客保護のための管理体制の強化を求めています。

私たち保険事業者はこれまで、保険料収入ばかりに目を向け、お客様の立場に十分寄り添ってこなかった反省があります。それが、今のような問題を招いた一因だと受け止めています。

なぜなら、本来、保険は統計に基づいて正しく設計し、適正に販売すれば、保険料が必要以上に高くなることもなく、過剰な利益を生むような商品ではありませんし、また大人数で一斉に売るような商品でもないと考えています。

更に、AI 技術の進化により、社会の変化はこれまで以上に早くなっています。

こうした変化の激しい時代において、私たちが大切にすべきなのは、「細やかな気配り」と「迅速な対応」、そして「誠実な姿勢」でお客様に向き合うことです。

これからも社会の変化を敏感に感じ取り、お客様が本当に必要とする商品を、望まれる形でお届けすることこそが、私たちの使命だと考えています。

私たちは、独立系の少額短期保険会社として、目先の利益にとらわれず、独自の商品開発と販売方法を通じて、お客様に寄り添いながら、着実に歩みを進めてまいります。

代表取締役
五十川　純

本誌は「保険業法第 272 条の 17 において準用する保険業法第 111 条および同施行規則第 211 条の 37」に基づき作成したディスクロージャー資料（「業務及び財産の状況に関する説明書類」）です。

目　　次

Ⅰ　会社の概要および組織

１．会社概要　4
２．経営の組織　4
３．株式・株主の状況　5
４．役員の状況　5
５．従業員の状況　5

Ⅱ　主要な業務に関する事項

１．主要な業務の内容　6
２．令和６年度における事業の概況　10
３．直近の３事業年度における主要な業務の状況を示す指標　11
４．直近の２事業年度における業務の状況　11
５．責任準備金の残高の内訳　16

Ⅲ　運営に関する事項

１．勧誘方針について　17
２．お客様満足度向上への取組みについて　17
３．お客様本位の業務運営に係る当社の基本方針とその取組み　19
４．リスク管理について　25
５．法令遵守体制について　27
６．個人情報の取扱いについて　28
７．反社会的勢力等への対応について　29
８．情報開示について　29
９．指定紛争解決機関（ＡＤＲ機関）について　30

Ⅳ　財産の状況

１．計算書類　31
２．保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）　35
３．有価証券等の取得価額または契約価額、時価および評価損益　35

まごころ少額短期保険の現状

Ⅰ　会社の概要および組織

１．会社概要（令和７年３月31日現在）

社　　名	まごころ少額短期保険株式会社
設　立　日	平成20年３月６日
開　業　日	平成20年12月15日
資　本　金	100,000千円
本社所在地	神奈川県横浜市戸塚区川上87-1
登録番号	関東財務局長（少額短期保険）第39号
ＵＲＬ	https://www.magocoro-ins.com

２．経営の組織（令和７年３月31日現在）

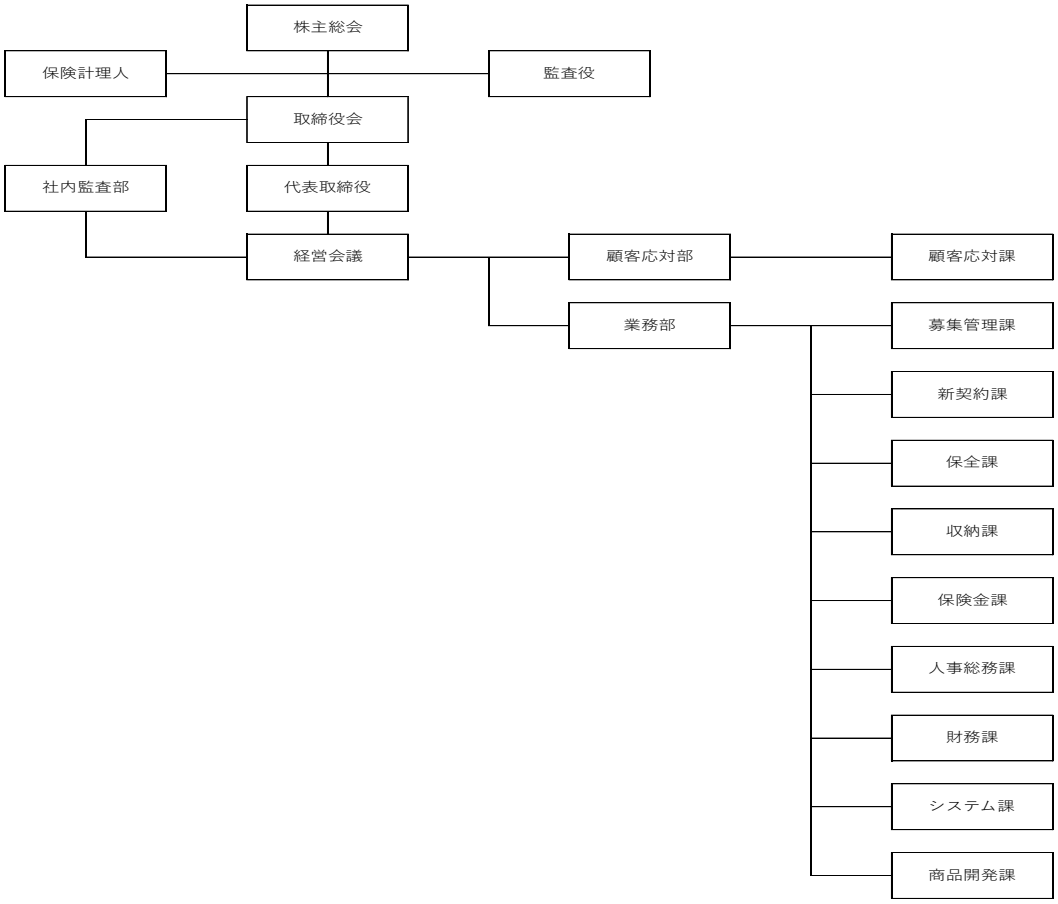

（店舗所在地）

本店：神奈川県横浜市戸塚区川上町87-1　（本店以外の店舗はありません。）

お客様相談窓口：ＴＥＬ　0570（550）514

受付時間：10：00～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

３．株式・株主の状況（令和７年３月31日現在）

（１）株式数・株主数

発行可能株式総数	発行済株式の総数	令和６年度末株主数
80,000株	8,390株	６名

（２）主要な株主の状況

氏名または名称	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
株式会社ジェイエイチディ	3,940株	47.0%
花戸　信行	1,550株	18.4%
五十川　純	1,400株	16.6%
崎村　忠正	500株	6.0%
横田　正幸	500株	6.0%
深見　安廣	500株	6.0%

４．役員の状況（令和７年３月31日現在）

役　　職	氏　　名	
代表取締役	五十川　純	（いそがわ　じゅん）
取　締　役	小西　一彰	（こにし　かずあき）
取　締　役	井殿　彰夫	（いでん　あきお）
監　査　役	佐田　哲司	（さた　てつじ）

５．従業員の状況（令和７年３月31日現在）

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
６名	36.7歳	3.3年

Ⅱ　主要な業務に関する事項

１．主要な業務の内容

当社は、少額短期保険の引受けを行う事業者であり、主要商品の内容は以下のとおりです。

（１）医療保険金付定期保険

POINT 1	死亡保障、障害保障、介護保障の定期保険
POINT2	医療保険 医療費のかかる傷病には保険金をアップ 日額最大 20,000 円×30 日分（1 入院）を給付 1,300 種類以上の手術に対応 妊娠時の普通分娩に対応
POINT3	傷害死亡、特定重度障害は倍額のお支払 不慮の事故を原因として死亡または要介護 5・要介護 4・障害 1 級・障害 2 級になられたときは、保険金 300 万円の倍額（600 万円）をお支払します。
POINT4	医師の診断は不要で簡単申し込み

【保障内容】

普通死亡保険金	保障	保険期間中に死亡されたとき	300 万円
重度障害保険金	保障	当社所定の重度障害および介護状態になられたとき	300 万円
入院保険金	日額	病気やケガで 1 泊 2 日以上入院されたとき	5,000 円～2 万円
手術保険金	一回	平成 20 年度医科診療点数表で 5,000 点以上の手術を受けられたとき	20 万円,10 万円,5 万円
先進医療保険金	一回	厚生労働省の定める先進医療を受けられたとき	5 万円～80 万円
傷害死亡保険金	保障	不慮の事故を原因として死亡されたとき	600 万円
特定重度障害保険金	保障	不慮の事故を原因として要介護 5・要介護 4・障害 1 級・障害 2 級になられたとき	600 万円

まごころ少額短期保険の現状

（2）医療保険

POINT1	医療保険 医療費のかかる傷病には保険金をアップ 日額最大 20,000 円×30 日分（1 入院）を給付 1,300 種類以上の手術に対応 妊娠時の普通分娩に対応
POINT2	医師の診断は不要で簡単申し込み

【保障内容】

入院保険金	日額	病気やケガで 1 泊 2 日以上入院されたとき	5,000 円～2 万円
手術保険金	一回	平成 20 年度医科診療点数表で 5,000 点以上の手術を受けられたとき	20 万円,10 万円,5 万円
先進医療保険金	一回	厚生労働省の定める先進医療を受けられたとき	5 万円～80 万円

（3）定期保険

POINT 1	お手頃な保険料で死亡保障を準備 葬儀費用の全国平均は約 195 万円（平成 29 年度）。例えば 40 歳男性の場合、月額 1,406 円というお手頃な保険料でその準備が可能です。
POINT2	介護も保障。重度障害（1 級及び 2 級）も保障 疾病またはケガにより一定の身体障害（障害 1 級、障害 2 級、要介護 5、要介護 4）となった場合、退院後のリハビリ費用や自宅のバリアフリー化に伴う改装費などの支出が生じます。また、社会復帰までの生活費も必要です。そのような状態になられたときの経済的サポート。
POINT3	医師の診断は不要で簡単申し込み

【保障内容】

普通死亡保険金	保障	保険期間中に死亡されたとき	300 万円
重度障害保険金	保障	当社所定の重度障害および介護状態になられたとき	300 万円

まごころ少額短期保険の現状

（4）新医療保険金付定期保険

POINT 1	死亡保障、障害保障、介護保障の定期保険
POINT2	医療保険 医療費のかかる傷病には保険金をアップ 日額最大 10,000 円×30 日分（1 入院）を給付 1,300 種類以上の手術に対応 妊娠時の普通分娩に対応
POINT3	傷害死亡、特定重度障害は倍額のお支払 不慮の事故を原因として死亡または要介護 5・要介護 4・障害 1 級・障害 2 級になられたときは、保険金 300 万円の倍額（600 万円）をお支払します。
POINT4	医師の診断は不要で簡単申し込み

【保障内容】

普通死亡保険金	保障	保険期間中に死亡されたとき	300 万円
重度障害保険金	保障	当社所定の重度障害および介護状態になられたとき	300 万円
入院保険金	日額	病気やケガで 1 泊 2 日以上入院されたとき	5,000 円、1 万円
ガン入院保険金	保障	ガンで入院されたとき	30 万円
手術保険金	一回	医科診療点数表で 16,667 点以上の手術を受けられたとき	10 万円
先進医療保険金	一回	厚生労働省の定める先進医療を受けられたとき	5 万円～80 万円
傷害死亡保険金	保障	不慮の事故を原因として死亡されたとき	600 万円
特定重度障害保険金	保障	不慮の事故を原因として要介護 5・要介護 4・障害 1 級・障害 2 級になられたとき	600 万円

まごころ少額短期保険の現状

（5）傷害保険

POINT 1	傷害死亡、傷害入院、傷害通院、山岳遭難、日常生活賠償の定期保険
POINT2	発生した不慮の事故を直接の原因として被保険者が保険期間中に死亡した場合に補償します。
POINT3	ケガの治療を目的とする入院、通院、手術による治療を補償します。
POINT4	被保険者が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたときに補償します。
POINT5	被保険者がケガの際に携行品を壊したときの修理費用の一部を補償します。
POINT6	山で遭難したと警察に認定され、実施された救助などの費用を補償します。
POINT7	被保険者が山で遭難したときに家族が駆け付けた費用の一部を補償します。
POINT8	被保険者がケガをした状態で、家族が自宅に移す費用の一部を補償します。

【補償内容】　※下記の補償内容は、販売している保険の一例です。

傷害死亡保険金	補償	責任開始日以後に傷害にて死亡されたとき	0～200 万円
傷害入院保険金	日額	ケガで 1 泊 2 日以上入院されたとき	1000～10000 円
傷害通院保険金	日額	ケガで通院されたとき	1000～8000 円
傷害手術保険金	一回	ケガで手術されたとき	50,000 円
身の回り品損害費用保険金	一回	ケガ等の際に携行品が壊れて修理するとき	最大 10 万円（免責 1 千円）
山岳遭難・捜索救助費用保険金	一回	山で遭難して救助を受けられたとき	最大 300 万円,（免責 3 万円）
被保険者親族駆け付け費用保険金	一回	被保険者が遭難して駆け付けたとき	最大 50 万円（免責 5 千円）
捜索輸送移送等費用保険金	一回	被保険者が遭難後に大ケガ又は死亡して親族が被保険者を移送するとき	最大 300 万円（免責 3 万円）
賠償責任保険金	一回	被保険者が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたとき	最大 1,000 万円,（免責 3 万円）

まごころ少額短期保険の現状

（6）親子のための就学トラブル相談保険

POINT 1	カウンセラー相談、弁護士相談および委任、転校に要した費用の一部を補償します。
POINT2	子供が関わる学校等の集団生活において、親子が遭遇した種々のトラブルに対処するために支出した親子の処理費用の一部を補償します。
POINT3	対人トラブルの解決方法の一つとして、フリースクールまたは転校といった費用の一部を補償します。

【補償内容】　※下記の補償内容は、販売している保険の一例です。

対人トラブル相談費用保険金	一回	責任開始日以後に「いじめ、長期欠席」となった場合に相談したとき	最大 5 万円
弁護士委任前相談費用保険金	一回	責任開始日以後に「いじめ、長期欠席(自殺を含む)」となった場合に相談したとき	最大 10 万円（免責 10%）
弁護士委任費用保険金	一回	責任開始日以後に「いじめ、長期欠席(自殺を含む)」となった場合に委任したとき	最大 200 万円（免責 10%）
転校費用保険金	一回	責任開始日以後に「いじめ、長期欠席」となった場合に転校したとき	定額 10 万円

その他、医療保険に精神行動障害による所得補償保険をプラスして、うつ病、認知症、統合失調症まで手厚くサポートする「総合医療保険」がございます。

２．令和 6 年度における事業の概況

当社は、平成 21 年 12 月に医療・生命系の少額短期保険事業を開始し、平成 27 年 7 月からは傷害保険などの損害保険商品も取り扱うようになりました。以来、損害保険を中心に事業を展開しています。

令和 4 年度には主力代理店が廃業し、令和 5 年度には旅行代理業を本業とする新たな代理店を主力に据えましたが、十分な成果は得られなかったため、令和 6 年度はインターネット販売を中心に方針を転換しましたが、業績は前期を下回る結果となりました。ただし、新規契約の獲得件数は令和 5 年度を上回り、一定の成果を得ています。

令和 7 年度は、インターネット販売体制を継続しつつ、新たな販路の開拓や、よりお客様に寄り添った体制づくりに取り組んでまいります。

まごころ少額短期保険の現状

３．直近の３事業年度における主要な業務の状況を示す指標　（単位：千円）

区　　分	令和４年度	令和５年度	令和６年度
経　常　収　益	384,211	324,584	287,449
経常利益または経常損失	18,118	33,842	5,954
当期純利益または当期純損失	22,341	28,208	5,390
資本金の額 （発行済株式の総数）	100,000 （8,390 株）	100,000 （8,390 株）	100,000 （8,390 株）
純　資　産　額	43,800	72,008	77,399
保険業法上の純資産額	51,692	80,117	85,753
総　資　産　額	156,155	153,451	151,700
責任準備金残高	47,743	24,456	15,377
有価証券残高	—	—	—
ソルベンシー・マージン比率	1,422.9%	2,775.8%	3,067.2%
配　当　性　向	—	—	—
従　業　員　数	８人	６人	６人
正味収入保険料の額	98,127	80,753	73,905

※保険業法上の純資産額は、保険業法施行規則第 211 条の 8 第 1 項の規定に基づき、貸借対照表の純資産額に異常危険準備金を加えて算出しております。

４．直近の２事業年度における業務の状況

（１）主要な業務の状況を示す指標等

①正味収入保険料　（単位：千円）

区　　分	令和５年度	令和６年度
死　亡　保　険	24,884	22,925
医　療　保　険	8,671	8,244
損　害　保　険	47,198	43,558
合　　計	80,753	74,727

※正味収入保険料は、「（保険料－解約返戻金－その他返戻金）－（再保険料－再保険返戻金－その他再保険収入）」により算出しました。

まごころ少額短期保険の現状

②元受正味保険料　（単位:千円）

区　　分	令和５年度	令和６年度
死　亡　保　険	37,905	35,192
医　療　保　険	13,110	12,257
損　害　保　険	157,327	145,782
合　　計	208,342	193,232

※元受正味保険料は、「保険料 - 解約返戻金 - その他返戻金」により算出しました。

③支払再保険料　（単位：千円）

区　　分	令和５年度	令和６年度
死　亡　保　険	13,021	12,267
医　療　保　険	4,439	4,014
損　害　保　険	110,507	102,048
合　　計	127,967	118,328

※支払再保険料は、「再保険料−再保険返戻金 - その他再保険収入」により算出しました。

④保険引受利益　（単位：千円）

区　　分	令和５年度	令和６年度
死　亡　保　険	△363	△4,895
医　療　保　険	△1,111	△1,203
損　害　保　険	16,115	6,816
合　　計	14,640	716

※保険引受利益は、「保険引受収益 - 保険引受費用 -（保険引受に係る）営業費及び一般管理費」により算出しております。

⑤正味支払保険金　（単位：千円）

区　　分	令和５年度	令和６年度
死　亡　保　険	3,102	4,944
医　療　保　険	2,175	1,074
損　害　保　険	3,441	2,031
合　　計	8,719	8,049

※正味支払保険金は、「保険金+給付金−回収再保険金」により算出しております。

まごころ少額短期保険の現状

⑥支払保険金　（単位：千円）

区　　分	令和５年度	令和６年度
死　亡　保　険	9,689	15,857
医　療　保　険	6,956	3,416
損　害　保　険	11,471	6,770
合　　計	28,117	26,042

⑦回収再保険金　（単位：千円）

区　　分	令和５年度	令和６年度
死　亡　保　険	6,587	10,913
医　療　保　険	4,781	2,341
損　害　保　険	8,030	4,738
合　　計	19,398	17,993

（２）保険契約に関する指標等

①契約者配当金の額

該当事項はありません。

②正味損害率、正味事業費率および正味合算率　（単位：%）

区　　分	令和５年度			令和６年度		
	正味損害率	正味事業費率	正味合算率	正味損害率	正味事業費率	正味合算率
合　計	10.8	77.4	88.2	10.8	95.4	106.2

※1　正味損害率は、「正味支払保険金/正味収入保険料×100」により算出しました。

※2　正味事業費率は、「正味事業費/正味収入保険料×100」により算出しております。

※3　正味事業費は、「事業費-再保険」により算出しております。

※4　事業費は、損益計算書の「事業費-保険業法第113条繰延額＋保険業法第113条繰延資産償却費」により算出しております。

※5　正味合算率は、「正味損害率＋正味事業費率」により算出しております。

③元受損害率、元受事業費率および元受合算率　（単位：%）

区分	令和５年度			令和６年度		
	元受損害率	元受事業費率	元受合算率	元受損害率	元受事業費率	元受合算率
合　計	13.5	64.2	77.7	13.5	70.9	84.4

※1　元受損害率は、「(保険金＋給付金)/(保険料-解約返戻金-その他返戻金)×100」により算出しました。

※2　元受事業費率は、「事業費/（保険料-解約返戻金-その他返戻金）×100」により算出しました。

※3　事業費は、損益計算書の「事業費-保険業法第 113 条繰延額＋保険業法第 113 条繰延資産償却費」により算出しました。。

※4　元受合算率は、「元受損害率＋元受事業費率」により算出しました。

④出再した再保険会社の数と出再保険料の上位５社の割合

	令和５年度	令和６年度
出再した保険会社の数	２社	２社
A 社　出再保険料のうち上位５社の出再保険料割合	13.6%	13.8%
B 社　出再保険料のうち上位５社の出再保険料割合	86.4%	86.2%
C 社　出再保険料のうち上位５社の出再保険料割合	-	-

⑤出再保険料の格付ごとの割合（単位：%）

格付区分	出再保険料における割合	
	令和５年度	令和６年度
A　以上	100	100
BBB　以上	―	―
そ　の　他	―	―
合　　計	100	100

※格付区分は、スタンダード・アンド・プアーズ社（S＆P 社）の格付けを使用しております。

⑥未だ収受していない再保険金の額

該当事項はありません。

（３）経理に関する指標等

①支払備金　（単位:千円）

区　　分	令和５年度	令和６年度
死　亡　保　険	880	288
医　療　保　険	169	341
損　害　保　険	1,327	1,138
合　　計	2,367	1,766

まごころ少額短期保険の現状

②責任準備金　（単位：千円）

区　　分	令和５年度	令和５年度
死　亡　保　険	1,112	1,024
医　療　保　険	445	427
損　害　保　険	22,899	13,927
合　　計	24,456	15,377

③利益準備金および任意積立金の区分ごとの残高

該当事項はありません。

④損害率の上昇に対する経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	発生損害率が 1%上昇すると仮定します。	
計算方法	正味既経過保険料×1%	
経常損失の増加額	令和５年度	令和６年度
	265 千円	272 千円

（４）資産運用に関する指標等

①資産運用の概況

区　分	令和５年度		令和６年度	
	金　額（千円）	構成比（%）	金　額（千円）	構成比（%）
現 預 金	105,551	68.8	102,442	67.5
金銭信託	―	―	―	―
有価証券	―	―	―	―
運用資産計	105,533	68.8	102,424	67.5
総 資 産	153,451	100.0	151,700	100.0

②利息配当収入の額および運用利回り

区　分	令和５年度		令和６年度	
	金　額（千円）	利回り（%）	金　額（千円）	利回り（%）
現　預　金	1	0.0	70	0.0
金銭信託	―	―	―	―
有価証券	―	―	―	―
小　計	1	0.0	70	0.0
その他	―	―	―	―
合　計	1	0.0	70	0.0

③保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

該当事項はありません。

④保有有価証券の種類別の利回り

該当事項はありません。

⑤保有有価証券の種類別の残存期間別残高

該当事項はありません。

5．責任準備金の残高の内訳（単位：千円）

	令和５年度				令和６年度			
	死亡保険	医療保険	損害保険	合　計	死亡保険	医療保険	損害保険	合　計
普通責任準備金	67	59	16,221	16,347	66	59	6,899	7,023
異常危険準備金	1,045	386	6,678	8,109	958	368	7,027	8,354
契約者配当準備金	－	－	－	－	－	－	－	－
合　計	1,112	445	22,899	24,456	1,024	427	13,927	15,377

Ⅲ　運営に関する事項

１．勧誘方針について

当社は、以下の勧誘方針に基づき販売活動を行っております。

【勧誘方針】

１．当社は、保険法、保険業法、金融サービスの提供に関する法律、金融商品取引法、個人情報保護に関する法律およびその他各種法令を遵守し、適正な商品販売に努めます。

２．お客様の保険商品に関する知識、理解、そして加入目的などに応じて、お客様と齟齬をきたすことのないよう、分かりやすい表現を使用した説明に努めます。

３．保険商品の販売・勧誘活動については、お客様のご迷惑になるような時間帯を避け、その場所・方法についても十分に配慮し、適切に行います。

４．保険事故が発生した場合の保険金のお支払は、迅速かつ的確に処理手続きをするよう努めます。

５．お客様のお問合せについては、親切・丁寧に対応するとともに、ご意見・ご要望につきましても真摯に対応し、今後の商品開発・販売方法等の改善に活かします。

お客様相談窓口
TEL　（0570）550-514　FAX　（045）392-5312
受付時間 10：00～17：00　（土日祝日、年末年始を除きます。）

２．お客様満足度向上への取組みについて

（１）お客様対応

保険業が担っている相互扶助の理念を企業活動の根本に据えております。
よりお客様にご満足いただくために当社の全社員が「お客様の声」を真摯にうけとめ、お客様の期待に応える対応を心がけます。

（２）「お客様の声」の受付から業務品質の改善まで

お寄せいただいた「お客様の声」は、業務統括部に集約され、一元管理のもとでの詳細な原因分析により経営課題を抽出し、対応策などを検討して業務品質の改善につなげます。

（３）ご契約者様に対する情報提供の実態および商品に対する情報とデメリット情報提供の方法

（商品を正しくご理解いただくための取組み）

当社では、お客様に商品に関する詳細な情報を提供し、お客様に商品内容を正しくご理解いただき、ご納得のうえご契約いただけるよう、次の取組みを行っております。

①契約概要

お客様に保険商品の内容をご理解いただくため、必要な情報（商品の仕組、保障内容等）を記載した「重要事項」を保険募集を行う際にお渡ししております。

②注意喚起情報

ご契約に際して、お客様に特にご注意いただきたい重要な条項を記載した「注意喚起情報」を保険募集を行う際にお渡ししております。

③約款

保険のお申込みの際には、ご契約に関する詳細な内容を記載した「約款」をお渡ししております。

④パンフレット

各種商品の仕組みや特徴をわかりやすく記載し、保険募集を行う際にお渡ししております。

（４）お客様に告知の重要性をご理解いただくための取組み

お客様の告知された内容が事実と異なる場合、ご契約が解除になったり、保険金や給付金をお受取りになることができない場合がございます。さらに、ご健康状態により新たな保険契約にご加入できない場合は、一切の保障を失うことにつながりかねません。

当社では、お客様に安心を提供するため、正しい告知の重要性を充分にご理解いただくことが重要であると考え、次のような取組みを行っております。

①お客様に告知の重要性および告知制度について正しくご理解いただくため、お客様説明用チラシを用意しております。

②お客様がご契約時に告知いただいた内容を、事後的にご確認いただくことができるよう、告知書を複写化しております。

（５）ご契約をご確認いただくための取組み

実際にご契約された内容が、お客様のお申込み内容どおりのものとなっているかをご確認いただくため、次のような取組みを行っております。

① 承諾書の送付

お申込み完了後、お客様に承諾書を送付しております。なお、即時に契約が成立　する場合は、承諾書の代わりに保険証券をお送りします。

②保険証券の送付

ご契約成立後、お客様に保険証券を送付しております。なお、保険契約に証券不発行特約を付保しているお客様につきましては、ご契約成立の翌日にはマイページを見られるようにしています。

（６）ご契約内容に関するお手続きについて

お客様相談窓口では、全国のご契約者様から、お電話による各種お手続きやご相談を承っております。

（７）保険金のお支払いについて

当社は、保険金のご請求やご相談の窓口として、専門部署である「事故センター」を設置しております。同センターでは、専門のスタッフがご契約者様に保険金のご請求等についてわかりやすくご案内するよう努めております。また、複数のスタッフによる査定や再保険会社による確認を通して、保険金の支払漏れや支払誤りを防止しております。

３．お客様本位の業務運営に係る当社の基本方針とその取組み

（１）基本方針

当社は、お客様の利益を最優先に考え、そのご意向を的確に把握したうえで、これに合致した保険商品と付帯サービスを提供することをその使命としております。　この使命を実現する方法として、お客様にわかりやすく透明性の高い情報を開示することにより、お客様にとって最良の保険商品と付帯サービスを提供致します。具体的な取組みについては、以下ご説明致します。

まごころ少額短期保険の現状

（２）具体的取組み

①お客様にとって最善の利益となる保険商品と付帯サービスの開発と販売にあたっては、お客様の経済状況、ニーズ、ご意向などを十分把握したうえで、それに合致した保険商品と付帯サービスを提供致します。その際お客様のご意向に反したり誤解を招いたりすることのないよう、説明を徹底しお客様に最も相応しい保険商品と付帯サービスを提供できるよう努めて参ります。（顧客本位の業務運営 原則 2 原則 5 原則 6）

また、既に販売中の保険商品・付帯サービスについても、その算定の基礎となった料率を最新の統計データ及び事業費に基づいて見直すことにより、お客様にとって最良な商品を提供致します。

令和 6 年度の取組

ア 苦情の公表

KPI の設定：当期が前期より件数が下回るように努めます。

結果としては、前期を下回りました。

令和 6 年度 10 件(うち代理店受付： 0 件)
令和 5 年度 13 件(うち代理店受付： 0 件)
令和 4 年度 33 件(うち代理店受付：11 件)

当期苦情の内訳

苦情件数　10 件(うち代理店受付： 0 件)

４件　メルマガを送らないでほしい。
２件　電話の応対が気に入らない。
１件　マイページの仕様がわかりにくい。
１件　申込時のワンタイムパスワードの入力が分かりづらい。。
１件　解約返戻金の受取における指定口座を伝えたくない。
１件　不慮の事故に該当しないことが納得できない。

まごころ少額短期保険の現状

イ　お客様の問い合わせ統計の分析を開始しました。　（単位：件）

	保険料	商品問合	事務手続	事故報告	苦情	その他	問合件数
R6 年 04 月	24	128	75	67	0	11	305
R6 年 05 月	30	144	95	71	0	23	363
R6 年 06 月	20	134	68	49	1	12	284
R6 年 07 月	23	206	104	79	1	25	438
R6 年 08 月	20	133	74	78	0	42	347
R6 年 09 月	22	125	51	103	0	15	316
R6 年 10 月	21	147	47	83	2	16	316
R6 年 11 月	11	140	40	72	0	10	273
R6 年 12 月	3	139	26	46	4	4	222
R7 年 01 月	3	148	23	58	0	5	237
R7 年 02 月	1	180	22	41	2	11	257
R7 年 03 月	1	135	16	59	0	5	216
総計	179	1759	641	806	10	179	3574

ウ　当期から被保険者から当社に書類が届いてから保険金を支払うまでの日数を公表します。

KPI の設定：当期が前期より期間が短くなるように努めます。

結果　前期より短くなりました。令和 5 年度の下期から資料等を整理し、支払処理日を大幅に改善することに努め、大幅に早くなりました。

令和 6 年度　保険金支払件数　281 件　平均支払日数　約 8 日
令和 5 年度　保険金支払件数　319 件　平均支払日数　約 12 日
令和 4 年度　保険金支払件数　521 件　平均支払日数　約 19 日

＜補足資料＞

令和 6 年度より保険金請求件数、保険支払遅延件数、そして保険金不払件数を掲載いたします。

令和 6 年度　保険金請求件数　288 件　保険金支払件数　281 件
遅延利息支払件数　13 件　保険金不払件数　7 件

②重要情報をわかりやすく提供

お客様が当社の保険商品と付帯サービスをお選びいただく際に必要となる情報をわかりやすく提供致します。

まごころ少額短期保険の現状

ア.手数料の明確化（顧客本位の業務運営に関する原則 原則 4）

代理店に支払う募集手数料を提供する保険商品と付帯サービスの内容に見合った合理的水準にとどめるよう、積極的に見直しを行うとともに、当社のホームページで年度ごとに手数料に関する重要情報（手数料総額・一件当たり手数料、年間保険料収入に占める手数料の割合など）を開示します。

令和 6 年度	代理店手数料	385 千円	収入保険料の占有割合	0.2%
令和 5 年度	代理店手数料	418 千円	収入保険料の占有割合	0.2%
令和 4 年度	代理店手数料	20,225 千円	収入保険料の占有割合	7.5%
一件当たり手数料		損保系商品 最大 25%	生保系商品 最大 20%	

イ.保険金支払の明確化（顧客本位の業務運営に関する原則 原則 2）

当社の保険金支払は常に公正・公平な判断で行っており、その保険金の支払実績は当社ディスクロージャー資料で公表します。

令和 6 年度	保険金	11,000 千円	給付金	15,042 千円
令和 5 年度	保険金	8,502 千円	給付金	19,614 千円
令和 4 年度	保険金	8,000 千円	給付金	16,266 千円

ウ.保険契約の解除情報の明確化(顧客本位の業務運営に関する原則 原則 2)

当社ディスクロージャー資料で解除内容と解除理由を公表することにより、お客様にもご理解いただけるよう配慮します。

令和 6 年度	解除件数	0 件・案件はありませんでした。
令和 5 年度	解除件数	0 件・案件はありませんでした。
令和 4 年度	解除件数	2 件・お申込時の申告内容と実際の状況に相違があったため ・保険金請求内容に事実と異なる点があったため

エ.継続的情報提供(顧客本位の業務運営に関する原則 原則 5)

少額短期保険には毎年契約が更新されるという特性がありますが、その際当社が発行する「保険契約の更新にあたって」という書面を通じて、ご契約を更新される際にも十分な情報提供を行います。これにより、新規に契約した後も継続的に重要情報が得られます。

令和 6 年度の実績
当期は少額短期保険業者向けの監督指針の内容に合わせて「保険契約の更新にあたって」の内容を見直しました。

オ.商品毎の損害率の公表

商品毎の損害率を当社ディスクロージャーで公表します。

令和５年度の実績	
医療定期保険金付定期保険	31.5%
医療保険	0.0%
定期保険	0.0%
総合医療保険	0.0%
傷害保険	4.7%
新医療定期保険金付定期保険	41.6%
親子のために就学トラブル相談費用保険金	0.0%

③お客様本位の募集体制の推進

ア. お客様のご年齢、ご家族及び財産の状況を総合的に踏まえ、保険商品と付帯サービスの最適な提案を行います。

令和６年度の取組
HP をリニューアルし、その際に FAQ などの見直しを行いました。

イ.当社の保険商品と付帯サービスの内容と仕組みについて丁寧かつ平易に説明し、それがニーズやご意向に対応しているかどうか最終的にお客様ご自身に確認致します。その際お客様のご参考になるよう、過去において当社の募集時に発生したお客様にとってのリスクやデメリットについても適切に説明致します。(顧客本位の業務運営に関する原則 原則５)

令和６年度の実績
当期は少額短期保険業者向けの監督指針の内容に合わせて重要事項説明書等の内容を見直しました。

ウ.募集代理店への募集委託に当たっては、委託開始前に適切な体制が整っているかどうかを確認し、委託開始後は当社が教育・指導・監査を的確に行います。(顧客本位の業務運営に関する原則 原則６)

令和６年度の実績
・募集代理店の登録な行いませんでした。
・自主点検を令和６年４月、継続研修を令和７年３月に実施しました。

エ.当社による通信販売・インターネット販売による募集に当たっては、保険料を低料化するとともに、商品内容とリスクをわかりやすく説明し、常時サービスの改善に努めます。(顧客本位の業務運営に関する原則 原則２)

まごころ少額短期保険の現状

令和 6 年度の実績

ア．登山保険契約の保険解約時又は不更新時に、お客様にアンケート調査を行いながら改善を実施しました。

アンケート総数　243 件

1　.他社の保険に加入するため解約した。	86 件
2　.登山をやめたため解約した。	50 件
（内訳：不明 17 件、年齢 2 件、育児 4 件、傷病 22 件、海外 5 件）	
3　.シーズン終了に伴い解約した。	30 件
4　.理由不明により解約されました。	24 件
5　.保険料の支払いが困難になったため解約した。	20 件
6　.保険業界または当社への不安により解約した。	13 件
7　.当社の他の保険商品に加入するために解約した。	12 件
8　.対応にご不満があり、解約されました。	9 件
9　.補償内容にご不満があり解約した。	8 件
10 .保険金請求手続きが煩雑に感じられたため解約した。	8 件

改善内容

1　.メルマガは、メール内のリンクとマイページの両方から配信停止できるようにしました。

2　.保険業界や当社に対する不安の声を受け、前期に引き続き当期もプレスリリースを行いました。

【2024 年度のプレスリリース】

1）2024 年 4 月 16 日
『ワンタイムやまの保険』「7 営業日以内に保険金を支払うための体制整備」のお知らせ

2）2024 年 6 月 5 日
コーポレートサイトの完全リニューアルのおしらせ

3）2024 年 12 月 26 日
登山中の事故による入通院に関して新プラン 『ワンタイムやまの保険「ケガ充実セット」』の販売開始

4）2024 年 12 月 27 日
『ワンタイムやまの保険』の「年末年始の緊急時のサポート」（試験的）に関するおしらせ

④社内体制の整備

上記の「お客様本位の業務運営に係る基本方針」を実践することは、お客様の利益になるとともに当社の企業価値を高めるものと考えます。

その具体的取組みを徹底するため、当社内に設置している「経営会議」（全社員のほか、取締役、顧問弁護士、顧問等が参加）において実施方針を討議・決定し、常時その見直しを行っています。実績は次頁に記載。

令和 6 年度の実績

4 月 26 日開催	約款修正の検討/募集人登録人数の確認/災害時対応 採用/マニュアル及びフロー見直し/業務分掌見直し 苦情の確認/代理店教育の確認/内部監査日程の確認
5 月 31 日開催	募集人登録人数の確認/態勢強化/苦情/代理店教育/ 自主点検/人的構成の強化/流動性リスク/管理体制の 強化/内部監査の強化
6 月 25 日開催	約款修正の検討/災害時対応の検討/保険募集管理態勢 事務態勢/コンプライアンス態勢
7 月 22 日開催	医療保険再販販売の検討/災害時対応の検討 保険募集管理態勢/事務体制/コンプライアンス態勢 顧客本位の業務運営/苦情/代理店教育/内部監査
8 月 26 日開催	育成/業務移管/約款修正/マニュアル整備
9 月 30 日開催	育成/業務移管/約款修正/マニュアル整備
10 月 28 日開催	災害対応/業務の外注化/態勢整備/予算計画見直し 約款修正/業務移管/マニュアル整備/社内規定整備
11 月 25 日開催	体制変更/経営・営業戦略の見直し/内部管理態勢の 強化/約款修正/内部監査の実施/苦情
12 月 23 日開催	業務量の適正化/トークスクリプトの修正/採用 募集人管理/規定の見直し/約款の文言修正 新商品の開発/内部監査/就業規則の見直し/苦情
1 月 27 日開催	募集人管理/マイページの強化/約款修正/内部監査
2 月 25 日開催	募集人管理/規定の見直し/マイページの強化 内部監査/就業規則の見直し/苦情
3 月 24 日開催	事務処理の自動化への傾注/マニュアルの見直し 約款修正/内部監査/苦情

4．リスク管理について

（1）リスク管理体制について

少額短期保険業を取り巻くリスクは、複雑かつ多岐にわたっています。こうした状況の中、当社ではリスクの所在を十分に理解したうえで、そのリスクをコントロールしていくことが経営上の重要課題の一つであるとの認識のもと、リスク管理の強化に努めております。

（２）想定しているリスク

当社では、管理すべきリスクとして 10 のリスクを定め、それぞれに対してリスク管理を行っております。

①保険引受けリスク

商品開発または改定に際して、適切な料率や責任準備金を設定しなかったことにより、収益性に悪影響が生じるリスク。

②資産運用リスク

保有する資産の価格が変動することにより、損失を被るリスク。

③資金繰りリスク

支払保険金の増加等により資金の流出が急増し、資金ポジションが悪化して当社がデフォルトに陥るリスク。

④実質資産負債差額リスク

法令等に定める実質資産負債差額に関する規定に抵触するリスク。

⑤事務リスク

当社の役員、社員または保険募集人が「正確な事務を怠る」あるいは「事故・不正等を起こす」ことにより、当社が損失を被るリスク。

⑥システムリスク

情報システムの停止や誤作動、不正利用等により、当社が損失を被るリスク。

⑦法務リスク

法令等違反、法律紛争、または法令判断の懈怠によって生じるリスク。

⑧情報漏洩リスク

当社の役員、社員または保険募集人による情報管理体制の不備や不正利用等により、当社が損失を被るリスク。

⑨レピュテーションリスク

当社に対する否定的な評価や評判が国内外に広まり、当社が損失を被るリスク。

⑩災害等リスク

災害・事故・犯罪により、当社の役員・社員など業務に密接に関係する者の生命・身体が害される、または当社の施設が被害を受けることによって損失が生じるリスク。

（３）再保険について

①再保険とは

当社は、保険金の支払責任を確実に果たし、事業の安定を図るため、その一部を再保険会社に引き受けてもらい、リスクの平準化･分散を行っています。

この仕組みを「再保険」といい、再保険に出すことを「出再（しゅっさい）」と呼びます。

②出再方針

事業収支の長期的な安定を図るため、当社では保有リスクの限度額（保有限度額）に基づいて出再方針を定め、再保険を実施しています。

再保険の手配にあたっては、S&P などの主要格付機関で「A」以上の評価を受けており、日本国内において生命保険会社・損害保険会社・少額短期保険会社との契約実績がある再保険会社を選定しています。

令和 5 年度は、『RGA リインシュアランスカンパニー日本支店』および『ScorRE』と契約を締結し、この 2 社に対して出再を行いました。

5．法令遵守体制について

（1）コンプライアンス方針

お客様の信頼をすべての事業活動の原点とし、健全で公正な経営を基本とするとともに、コンプライアンスを経営の根幹に据えています。

（2）コンプライアンス推進体制

コンプライアンスを徹底するには、日常業務に根ざした取組みが極めて重要です。そのため、当社では各課がそれぞれの担当分野において、法令等の遵守を徹底する体制としています。

（3）具体的な取組み

コンプライアンス推進の主な具体的な取組みは以下のとおりです。

①諸規則、各種事務マニュアルの見直し

②コンプライアンス研修の実施

③コンプライアンスに関する点検・モニタリングの企画や立案

（4）「消費者契約法・金融サービスの提供に関する法律」の取組み

当社では、お客様に保険商品や契約内容をご理解いただいたうえでご契約いただけるよう、「消費者契約法」および「金融サービスの提供に関する法律」等の関係法令を遵守しております。

６．個人情報の取扱いについて

当社は、お客様の個人情報を適切に取り扱うことが重要な責務であると認識しています。このため、個人情報保護方針を次のとおり定め、当社および募集人、業務委託先、提携先が「個人情報の保護に関する法律」などの関係法令を遵守できる体制を整えてまいります。

【個人情報保護宣言】

１．個人情報の保護に関する方針

（１）個人情報の定義

当社は、個人情報を「個人に関する情報で、当該情報に含まれる名前・生年月日等により個人を特定できるもの」と定義しています。

（２）個人情報の種類

保険契約の締結等に必要な情報として、お客様の氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、健康状態、職業等をお聞きします。また、保険契約の締結においては、健康診断などの必要な情報をお聞きする場合があります。

（３）個人情報の取得方法

当社募集人、ＷＥＢ、紙による申込書等、電話、そして、事実確認会社を通じて、お客様に関する情報を取得します。お客様の情報の取得にあたっては、個人情報の保護に関する法律に則っています。

（４）個人情報利用の目的

当社は、お客様に関する情報を必要に応じて、以下の目的で利用しますが、原則それ以外の目的での利用はいたしません。

①保険契約の引受査定、引受、保険契約の保全及び収納、
②保険金請求に関する査定及び調査（提携会社への照会等を含む）
③保険金の支払判断及び手続
④各種付帯サービスの案内または提供
⑤再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求
⑥その他保険に関連・付随する業務

（５）個人情報の第三者への提供

お客様の個人情報は以下の場合に限り、必要最低限の範囲で外部に提供することがあります。

①あらかじめお客様にご同意をいただいている場合
②法令に基づく場合
③代理店に保険募集を委託する場合
④調査会社からお客様の個人情報が必要とされた場合
⑤人の生命、身体または財産の保護のために必要とされる場合
⑥公共の利益のために必要とされる場合

（６）個人情報の開示、訂正等

お客様よりご自身に関する情報についての開示・訂正等・利用停止等の依頼があった場合、当社は請求者がご本人である旨を確認した上で、特段の理由がない限り、個人情報保護法の趣旨に基づき、直ちにその情報の開示・訂正等・利用停止等の対応を行います。なお、情報の開示・訂正等・利用停止等の請求は、下記の個人情報の取扱等に関する窓口までお問合ください。

（７）情報の管理

お客様に関する情報は、正確かつ最新の内容を確保するために、常に適切な措置を講じます。また、お客様情報に対する不当なアクセス、個人情報の紛失、漏洩、毀損等の危険に対し必要な対策を講じるよう努めます。さらに役員・社員・委託先並びに提携先に対して必要かつ適切な監督を行います。

また、当社では、お客様に関する情報の保護・管理強化のため、取締役、弁護士、保険計理人、顧問および社員が参加する「経営会議」を開催し、全社的な取り組みを行います。

２．特定個人情報の保護に関する方針

当社は、お客様に対して「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」（マイナンバー法）に基づき「保険取引に関する支払調書の作成」に利用するために個人番号のご提供をいただきます。また、その利用にあたっては、関係諸法令を遵守し、ご提供いただいたお客様の個人番号並びに特定個人情報の紛失、漏洩、毀損の危険に対して必要な対策を講じます。

３．個人情報の取扱い等に関する窓口

お客様の個人情報や当社の個人情報の安全管理措置等の取扱いに関するお問合せは、下記までお願いします。

●個人情報の取扱い等に関する窓口

TEL: 045（392）5303

受付時間 10：00～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

７．反社会的勢力等への対応について

当社は、適切かつ健全な少額短期保険事業を行うにあたり、2007 年（平成 19 年）6 月 19 日の犯罪対策閣僚会議幹事会で決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守するとともに、当社の「コンプライアンス・マニュアル」および反社会的勢力対応に関する規定に基づき、反社会的勢力には断固たる態度で臨み、関係を一切遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めています。

【反社会的勢力に対する基本方針】

当社は、暴力団等の市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を持たないこと、また、反社会的勢力に接した場合には、速やかかつ毅然とした態度で組織的に対応することを目的として、次のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めています。

１．組織としての対応

当社は、反社会的勢力に対し、法令および本基本方針を遵守し、組織全体で対応します。また、対応にあたっては従業員の安全を最優先に確保します。

２．裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力との裏取引を一切行いません。また、資金提供も決して行いません。

３．外部専門機関との連携

当社は、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密に連携し、組織的かつ適正に対応します。

４．有事における民事及び刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力による不当要求を断固として拒絶し、必要に応じて、民事および刑事の両面から法的対応を行います。

８．情報開示について

当社は、皆様に当社をご理解いただくため、当社に関する重要な情報を、公正かつ適時・適切に開示するよう努めております。

（１）ホームページ

当社のホームページでは、お客様向けに、トピックス、商品、サービス、各種手続き、資料請求などの情報をご案内しています。

（２）ディスクロージャー資料

当社の業務および財務状況等をご理解いただくため、毎年「まごころ少額短期保険の現状」を作成しております。

（３）会社案内

会社概要を簡潔にまとめた冊子を作成しております。

（４）プレスリリース

当社が実施した改善内容をご理解いただくため、必要に応じてプレスリリースを行ってまいります。

９．指定紛争解決機関（ADR 機関）について

金融 ADR 制度とは、金融分野における裁判外紛争解決手続のことであり、金融商品やサービスに関する苦情に対して的確に対応し、利用者保護の充実を図ることを目的としています。

当社は、保険業法に基づき金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である、一般社団法人日本少額短期保険協会と契約しています。

当社との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申立てを行うことができます。

相談・申立ての窓口は、同協会内に設置された「少額短期ほけん相談室」（指定紛争解決機関）です。

少額短期ほけん相談室（指定紛争解決機関）

ＴＥＬ：（フリーダイヤル）　（0120）82-1144

ＦＡＸ：（03）3297-0755

受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00

受付日：月曜日から金曜日（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）

Ⅳ　財産の状況

１．計算書類

（１）貸借対照表

（単位：千円）

科　　目	令和５年度 令和６年３月31日現在		令和６年度 令和７年３月31日現在	
	金　額（千円）	構成比（％）	金　額（千円）	構成比（％）
（資産の部）				
現金及び預貯金	105,551	68.8	102,442	67.5
現金	18	0.0	18	0.0
預貯金	105,533	68.8	102,424	67.5
有形固定資産	1,240	0.8	1,103	0.7
無形固定資産	4,877	3.2	3,960	2.6
ソフトウェア	4,877	3.2	3,960	2.6
再保険貸	15,387	10.0	17,997	11.9
その他資産	11,396	7.4	11,199	7.4
未収金	7,123	4.6	6,356	4.2
前払費用	808	0.5	1,180	0.8
預託金	3,431	2.2	3,617	2.4
仮払金	34	0.0	45	0.0
供託金	15,000	9.8	15,000	9.9
資産の部　合計	153,451	100.0	151,700	100.0
（負債の部）				
保険契約準備金	26,823	17.5	17,143	11.3
支払備金	2,367	1.5	1,766	1.2
責任準備金	24,456	15.9	15,377	10.1
代理店借	47	0.0	29	0.0
再保険借	24,955	16.3	28,068	18.5
その他負債	29,618	19.3	29,061	19.2
借入金	24,500	16.0	23,400	15.4
未払法人税等	—	—	—	—
未払金	4,032	2.6	4,308	2.8
未払費用	389	0.3	443	0.3
預り金	696	0.5	655	0.4
仮受金	—	—	255	0.2
負債の部　合計	81,443	53.1	74,302	49.0
（純資産の部）				
資本金	100,000	65.2	100,000	65.9
資本剰余金	100,000	65.2	100,000	65.9
資本準備金	100,000	65.2	100,000	65.9
利益剰余金	△127,992	△100.0	△122,601	△80.8
利益準備金	—	—	—	—
その他利益剰余金	△127,992	△100.0	△122,601	△80.8
繰越利益剰余金	△127,992	△100.0	△122,601	△80.8
純資産の部　合計	72,008	46.9	77,399	51.0
負債・純資産の部　合計	153,451	100.0	151,700	100.0

まごころ少額短期保険の現状

（２）損益計算書　　（単位：千円）

科　　目	令和５年度 令和５年４月１日から 令和６年３月31日まで	令和６年度 令和６年４月１日から 令和７年３月31日まで
経常収益	324,584	287,449
保険料等収入	300,242	277,699
保険料	208,882	193,232
再保険収入	91,360	84,467
回収再保険金	19,398	17,993
再保険	71,584	66,064
再保険返戻金	378	411
支払備金戻入額	1,052	601
責任準備金戻入額	23,286	9,079
資産運用収益	1	70
利息及び配当金収入	1	70
その他経常収益	2	0
経常費用	290,742	281,495
保険金等支払金	156,624	144,958
保険金・給付金	28,116	26,042
解約返戻金	540	587
再保険料	127,967	118,328
責任準備金等繰入額	—	—
支払備金繰入額	—	—
責任準備金繰入額	—	—
資産運用費用	—	—
事業費	134,118	136,537
営業費及び一般管理費	132,552	134,964
税金	7	7
減価償却費	1,560	1,567
その他経常費用	—	—
経常利益（経常損失）	33,842	5,954
特別利益	—	—
固定資産等処分益	—	—
その他特別利益	—	—
特別損失	—	—
契約者配当準備金繰入額	—	—
税引前当期純利益（同当期純損失）	33,842	5,954
法人税及び住民税	139	140
法人税等調整額	5,495	424
法人税等合計	5,634	564
当期純利益（当期純損失）	28,208	5,390

（３）キャッシュ・フロー計算書　（単位：千円）

科　　目	令和５年年度 令和５年４月１日から 令和６年３月31日まで	令和６年年度 令和６年４月１日から 令和７年３月31日まで
Ⅰ営業活動によるキャッシュ・フロー		
保険料の収入	208,882	193,232
再保険による収入	91,360	84,467
保険金等支払による支出	△28,116	△26,042
解約返戻金等支払による支出	△540	△587
再保険料支払による支出	△127,967	△118,328
事業費の支出	△134,118	△134,964
その他	△14,796	706
小　　計	△5,295	△1,516
利息及び配当金の受取額	1	70
利息の支払額	―	―
契約者配当金の支払額	―	―
その他	―	―
法人税等の支払額	5,634	△564
営業活動によるキャッシュ・フロー	340	△2,010
Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	―	―
有価証券の売却・償還による収入	―	―
有形固定資産の取得による支出	―	―
有形固定資産売却による収入	―	―
その他	―	―
投資活動によるキャッシュ・フロー	―	―
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	―	―
借入金の返済による支出	△3,900	△1,100
株式の発行による収入	―	―
配当金の支払額	―	―
その他	―	―
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,900	△1,100
Ⅳ現金及び現金同等物に係る換算差額	―	―
Ⅴ現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△3,560	△3,110
Ⅵ現金及び現金同等物期首残高	109,111	105,551
Ⅶ現金及び現金同等物期末残高	105,551	105,533

（４）株主資本等変動計算書

①令和５年度（令和５年４月１日から令和６年３月31日まで）（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	100,000	100,000	△156,200	△156,200	43,800	43,800
当期変動額							
新株の発行	－	－	－	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	28,208	28,208	28,209	28,209
自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	28,208	28,208	28,209	28,209
当期末残高	100,000	100,000	100,000	△127,992	△127,992	72,009	72,009

②令和６年度（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	100,000	100,000	△127,992	△127,992	72,009	72,009
当期変動額							
新株の発行	－	－	－	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	5,390	5,390	5,390	5,390
自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	5,390	5,390	5,390	5,390
当期末残高	100,000	100,000	100,000	△122,601	△122,601	77,399	77,399

2．保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）（単位：千円）

	令和５年度	令和６年度
（１）　ソルベンシー・マージン総額	85,118	90,752
①　純資産の部の合計額(繰延資産控除後の額)	72,008	77,399
②　価格変動準備金	－	－
③　異常危険準備金	8,109	8,354
④　一般貸倒引当金	－	－
⑤　その他有価証券評価差額（税効果控除前）(99%又は 100%)	－	－
⑥　土地の含み損益（85%又は 100%）	－	－
⑦　契約者配当準備金の一部（除、翌期配当所要額）	－	－
⑧　将来利益	－	－
⑨　税効果相当額	－	－
⑩　負債性資本調達手段等	5,000	5,000
告示（第 14 号）第 2 条第 3 項第 5 号イに掲げるもの（10（a））	5,000	5,000
告示（第 14 号）第 2 条第 3 項第 5 号ロに掲げるもの（10（b））	－	－
（２）　リスクの合計額　$\sqrt{[R_1^2+R_2^2]}+R3+R4$	6,133	5,918
保険リスク相当額	5,497	5,319
R1　一般保険リスク相当額	5,497	5,319
R4　巨大災害リスク相当額	－	－
R2　資産運用リスク相当額	2,152	2,039
価格変動等リスク相当額	－	－
信用リスク相当額	1,056	1,024
子会社等リスク相当額	－	－
再保険リスク相当額	942	835
再保険回収リスク相当額	154	184
R3　経営管理リスク相当額	286	221
（３）　ソルベンシー・マージン比率　（１）/｛(１/２)×(２)｝	2,775.8%	3,067.2%

3．有価証券等の取得価額または契約価額、時価および評価損益

（１）有価証券

該当事項はありません。

（２）金銭の信託

該当事項はありません。

まごころ少額短期保険の現状 2025
令和 7 年（2025 年）6 月発行
まごころ少額短期保険株式会社
神奈川県横浜市戸塚区川上町 87-1
ＴＥＬ　045-392-5303（代表）
https://www.magocoro-ins.com